



平成 30 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 三城ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 澤 田 将 広
(コード番号 7 4 5 5 東証・第1部)
問い合わせ先 総務チーフ 松 本 幸 士
(TEL. 0 3 - 6 4 3 2 - 0 7 1 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 70 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第 13 条および第 21 条に定める株主総会および取締役会の招集権者および議長を、それぞれ取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者および議長) 第 13 条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第 13 条 株主総会は、 <u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>前項において定めた取締役に</u> 事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集権者および議長) 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>前項において定めた取締役に</u> 事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日

平成 30 年 6 月 26 日 (火)

定款変更の効力発生日

平成 30 年 6 月 26 日 (火)

以 上